

いずみおおつ再生・未来プラン（案）からの変更点

ページ等	プラン（案）	プラン	変更理由																																													
1 ページ 本文 1 行目～	本市の財政は、バブル経済崩壊後の長引く景気低迷の影響などからしだいに悪化し、平成 10 年度に実質収支が赤字に転じるなど、極めて厳しい状況となりました。	本市の財政は、バブル経済崩壊後の長引く景気低迷の影響や <u>公共事業に伴う公債費の増加</u> などからしだいに悪化し、平成 10 年度に実質収支が赤字に転じるなど、極めて厳しい状況となりました。	財政悪化の原因が景気低迷のみにあるように捉えられることから、説明を追加する。 ※パブリックコメントNo.2																																													
3 ページ 本文 3 行目～平成 11 年度には「財政健全化計画」を策定し、財政の建て直しに着手しましたが、平成 13 年度には実質収支の約 37 億円の赤字が見込まれ、 <u>このままでは準用財政再建団体への転落が</u> 必至の状況となりました。平成 11 年度には「財政健全化計画」を策定し、財政の建て直しに着手しましたが、平成 13 年度には実質収支の約 37 億円の赤字が見込まれ、 <u>準用財政再建団体転落の水準を超えることが</u> 必至の状況となりました。	基準を超えた団体が必然的に準用財政再建団体となるわけではないことから、表現を修正する。																																													
3 ページ 用語解説	<p>◆ 準用財政再建団体とは？ 実質収支の赤字が標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる税金等の経常一般財源の規模）の 20%（本市の場合、平成 17 年度決算では約 29.5 億円）を超える場合に、地方財政再建促進特別措置法（昭和 30 年 12 月施行）の規定を準用し、総務大臣の同意を得て財政の再建に取り組む団体のことです。会社更生法の適用を受けて再建に取り組む企業に例えられます。<u>現在、同団体はありませんが、北海道夕張市がその指定を申請予定です。</u></p>	<p>◆ 準用財政再建団体とは？ 実質収支の赤字が標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる税金等の経常一般財源の規模）の 20%（本市の場合、平成 17 年度決算では約 29.5 億円）を超える場合に、地方財政再建促進特別措置法（昭和 30 年 12 月施行）の規定を準用し、総務大臣の同意を得て財政の再建に取り組む団体のことです。会社更生法の適用を受けて再建に取り組む企業に例えられます。<u>平成 13 年度以降、同団体はありませんでしたが、平成 19 年 3 月に北海道夕張市が総務大臣の同意を得て、同団体となる予定です。</u></p>	プランの策定期間に合わせ、表現を修正する。																																													
4 ページ 見出し	◆ <u>目標を大幅に上回る約 157 億円の効果</u>	◆ <u>追加の取組を含め 6 年間で約 157 億円の効果</u>	実績が目標を大幅に上回った主な要因は、当初の計画にはない追加の取組を行なったためであることから、表現を修正する。																																													
7 ページ 本文 1 行目～ グラフ	<p>人件費については、平成 12 年度以降、下表で示したとおり多くの市独自の給与削減策を講じてきました。その結果、ラスパイレス指数は <u>95.4（平成 17 年 4 月 1 日現在）まで低減し、府内市平均（大阪市除く）より 2.5 ポイント低くなっています。</u></p> <p>.....</p> <p>◆ラスパイレス指数の推移◆</p> <table border="1"> <caption>◆ラスパイレス指数の推移◆</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>泉大津市</th> <th>府内市平均（大阪市除く）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H12.4.1</td><td>104.2</td><td>104.5</td></tr> <tr><td>H13.4.1</td><td>102.7</td><td>103.7</td></tr> <tr><td>H14.4.1</td><td>102.7</td><td>102.6</td></tr> <tr><td>H15.4.1</td><td>101.2</td><td>101.4</td></tr> <tr><td>H16.4.1</td><td>96.6</td><td>97.7</td></tr> <tr><td>H17.4.1</td><td>95.4</td><td>97.9</td></tr> </tbody> </table>	年度	泉大津市	府内市平均（大阪市除く）	H12.4.1	104.2	104.5	H13.4.1	102.7	103.7	H14.4.1	102.7	102.6	H15.4.1	101.2	101.4	H16.4.1	96.6	97.7	H17.4.1	95.4	97.9	<p>人件費については、平成 12 年度以降、下表で示したとおり多くの市独自の給与削減策を講じてきました。その結果、ラスパイレス指数は<u>低減し、平成 16 年度以降 100 を大きく下回って推移しています。</u></p> <p>.....</p> <p>◆ラスパイレス指数の推移◆</p> <table border="1"> <caption>◆ラスパイレス指数の推移◆</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>泉大津市</th> <th>府内市平均（大阪市を除く（平成 18 年度は大阪市、堺市を除く））</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H12.4.1</td><td>104.2</td><td>104.5</td></tr> <tr><td>H13.4.1</td><td>102.7</td><td>103.7</td></tr> <tr><td>H14.4.1</td><td>102.7</td><td>102.6</td></tr> <tr><td>H15.4.1</td><td>101.2</td><td>101.4</td></tr> <tr><td>H16.4.1</td><td>96.6</td><td>97.7</td></tr> <tr><td>H17.4.1</td><td>95.4</td><td>97.9</td></tr> <tr><td>H18.4.1</td><td>98.3</td><td>98.3</td></tr> </tbody> </table> <p>※本市の場合、平成 18 年度の給与制度の改革（調整手当（給料等の 10%）の廃止と地域手当（同 6%）の新設）により給与を削減していますが、このことはラスパイレス指数に反映されていません。</p>	年度	泉大津市	府内市平均（大阪市を除く（平成 18 年度は大阪市、堺市を除く））	H12.4.1	104.2	104.5	H13.4.1	102.7	103.7	H14.4.1	102.7	102.6	H15.4.1	101.2	101.4	H16.4.1	96.6	97.7	H17.4.1	95.4	97.9	H18.4.1	98.3	98.3	直近のデータの追加とそれに伴う本文の修正を行なうとともに、平成 18 年度は、国の給与構造改革に伴い、ラスパイレス指数に反映されない給与の減少がある旨の注釈を追加する。
年度	泉大津市	府内市平均（大阪市除く）																																														
H12.4.1	104.2	104.5																																														
H13.4.1	102.7	103.7																																														
H14.4.1	102.7	102.6																																														
H15.4.1	101.2	101.4																																														
H16.4.1	96.6	97.7																																														
H17.4.1	95.4	97.9																																														
年度	泉大津市	府内市平均（大阪市を除く（平成 18 年度は大阪市、堺市を除く））																																														
H12.4.1	104.2	104.5																																														
H13.4.1	102.7	103.7																																														
H14.4.1	102.7	102.6																																														
H15.4.1	101.2	101.4																																														
H16.4.1	96.6	97.7																																														
H17.4.1	95.4	97.9																																														
H18.4.1	98.3	98.3																																														

8 ページ グラフ	<p style="text-align: center;">◆人件費と職員数の推移◆</p> <p style="text-align: center;">◆人件費と職員数の推移◆</p> <p>※人件費は、グラフに示した職員数（正職員数）に対応する額であり、人件費総額ではありません。 ※人件費が平成16年度に一時的に増加しているのは、退職者の増加に伴う退職手当の増によるものです。</p>	<p style="text-align: center;">◆人件費と職員数の推移◆</p> <p style="text-align: center;">◆人件費と職員数の推移◆</p> <p>※人件費は、グラフに示した職員数（正職員数）に対応する額であり、人件費総額ではありません。 ※人件費が平成16年度に一時的に増加しているのは、退職者の増加に伴う退職手当の増によるものです。</p>	<p>当グラフの人件費と9ページの表の人件費（人件費総額）との相違の理由を明確にするため説明を追加する。 ※パブリックコメントNo.9</p> <p>平成16年度の人件費の増加理由を追加する。 ※パブリックコメントNo.7</p>												
11 ページ 本文 6 行目～	<p>経常収支比率の内、人件費に係る数値は、平成12年度に36.8%であったものが17年度には27.9%となり、8.9%の大幅な低減が図られる一方、扶助費に係る数値は、8.4%から9.9%と1.5%上昇しました。人件費については、職員の給与の削減や職員数の縮減の効果が現れている一方、扶助費については、生活保護世帯の増加や<u>児童手当制度の見直し（対象年齢の引き上げ）</u>などが大きく影響しています。</p>	<p>経常収支比率の内、人件費に係る数値は、平成12年度に36.8%であったものが17年度には27.9%となり、8.9%の大幅な低減が図られる一方、扶助費に係る数値は、8.4%から9.9%と1.5%上昇しました。人件費については、職員の給与の削減や職員数の縮減の効果が現れている一方、扶助費については、生活保護世帯の増加や<u>児童手当の対象者の拡大</u>などが大きく影響しています。</p>	<p>児童手当制度の見直しについて表現を修正する。</p>												
19 ページ 本文 下から 4 行目～ 用語解説 の下	<p>..... 加えて、再建法制等を適切に見直すこと（<u>現行の準用再建制度に代わる新しい地方財政再生制度を法制化すること</u>）が示されています。</p> <p>◆ 地方交付税とは？</p>	<p>..... 加えて、再建法制等を適切に見直すことが示されています。</p> <p>◆ 地方交付税とは？</p> <p>◆ 再建法制等の見直しとは？ <u>現行の準用再建制度（3ページ用語解説参照）に代わる新しい地方財政再生制度を整備することを言います。総務省の研究会報告書（平成18年12月）では、新たな財政指標の導入や早期正スキーム・再生スキームの2段階の仕組みなどが提言されています。今後、提言を踏まえ、法制化や具体的な制度設計が行われる予定です。</u></p>	<p>本市の財政再建への影響が予想される再建法制等の見直しについて新たな動きがあったことから、用語解説を追加するとともに、本文を修正する。</p>												
30 ページ 表	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">5</td> <td style="width: 65%;"> 小学校の給食調理業務の委託化 給食メニューの多様化を図ることなどを目的に、小学校の給食調理業務の委託化を順次拡大する。 </td> <td style="width: 10%;">順次 拡大</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>	5	小学校の給食調理業務の委託化 給食メニューの多様化を図ることなどを目的に、小学校の給食調理業務の委託化を順次拡大する。	順次 拡大				<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">5</td> <td style="width: 65%;"> 小学校の給食調理業務の委託化 給食メニューの多様化を図ることなどを目的に、小学校の給食調理業務の委託化を順次拡大する。 </td> <td style="width: 10%;">順次 拡大</td> <td style="width: 10%;"><u>全校 実施</u></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>	5	小学校の給食調理業務の委託化 給食メニューの多様化を図ることなどを目的に、小学校の給食調理業務の委託化を順次拡大する。	順次 拡大	<u>全校 実施</u>			<p>委託化の完全実施の時期を明確にする。</p>
5	小学校の給食調理業務の委託化 給食メニューの多様化を図ることなどを目的に、小学校の給食調理業務の委託化を順次拡大する。	順次 拡大													
5	小学校の給食調理業務の委託化 給食メニューの多様化を図ることなどを目的に、小学校の給食調理業務の委託化を順次拡大する。	順次 拡大	<u>全校 実施</u>												
37 ページ 下の表 (1 段目)	<p style="text-align: center;">◆計画期間内に着手予定の主な施設整備◆</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設整備名</th> <th style="width: 70%;">緊急性・必要性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河原町市営住宅の建て替え整備</td> <td> ・建設後50年以上経過している木造住宅で、老朽化が著しい。 ・<u>大津川に隣接しており、現状では水害の危険性が高い。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	施設整備名	緊急性・必要性	河原町市営住宅の建て替え整備	・建設後50年以上経過している木造住宅で、老朽化が著しい。 ・ <u>大津川に隣接しており、現状では水害の危険性が高い。</u>	<p style="text-align: center;">◆計画期間内に着手予定の主な施設整備◆</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設整備名</th> <th style="width: 70%;">緊急性・必要性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河原町市営住宅の建て替え整備</td> <td> ・建設後50年以上経過している木造住宅で、老朽化が著しい。 ・<u>過去に降雨による浸水被害があった。また、津波の予想浸水範囲内にある。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	施設整備名	緊急性・必要性	河原町市営住宅の建て替え整備	・建設後50年以上経過している木造住宅で、老朽化が著しい。 ・ <u>過去に降雨による浸水被害があった。また、津波の予想浸水範囲内にある。</u>	<p>大津川の隣接地域すべてが防災上非常に危険であるという不正確な印象を与えないよう、表現を修正する。 ※パブリックコメントNo.19</p>				
施設整備名	緊急性・必要性														
河原町市営住宅の建て替え整備	・建設後50年以上経過している木造住宅で、老朽化が著しい。 ・ <u>大津川に隣接しており、現状では水害の危険性が高い。</u>														
施設整備名	緊急性・必要性														
河原町市営住宅の建て替え整備	・建設後50年以上経過している木造住宅で、老朽化が著しい。 ・ <u>過去に降雨による浸水被害があった。また、津波の予想浸水範囲内にある。</u>														

41 ページ 表	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="240 178 311 310">* 39</td> <td data-bbox="311 178 905 310"> 市役所の駐車場の有料化 市役所の駐車場について、目的外の駐車を抑止などにより、車両による来庁者の利便性の向上を図るため、有料化する。 </td> <td data-bbox="905 178 988 310">実施</td> <td data-bbox="988 178 1071 310"></td> <td data-bbox="1071 178 1154 310"></td> <td data-bbox="1154 178 1237 310"></td> <td data-bbox="1237 178 1320 310"></td> </tr> </table>	* 39	市役所の駐車場の有料化 市役所の駐車場について、目的外の駐車を抑止などにより、車両による来庁者の利便性の向上を図るため、有料化する。	実施					<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1359 178 1430 310">* 39</td> <td data-bbox="1430 178 2024 310"> 市役所の駐車場の有料化 市役所の駐車場について、目的外の駐車を抑止などにより、車両による来庁者の利便性の向上を図るため、有料化する。<u>(なお、申請手続きや相談等の目的で来庁した者に対しては無料券を交付する。)</u> </td> <td data-bbox="2024 178 2107 310">実施</td> <td data-bbox="2107 178 2190 310"></td> <td data-bbox="2190 178 2273 310"></td> <td data-bbox="2273 178 2356 310"></td> <td data-bbox="2356 178 2439 310"></td> </tr> </table>	* 39	市役所の駐車場の有料化 市役所の駐車場について、目的外の駐車を抑止などにより、車両による来庁者の利便性の向上を図るため、有料化する。 <u>(なお、申請手続きや相談等の目的で来庁した者に対しては無料券を交付する。)</u>	実施					有料化に当たっては、本来目的の駐りに配慮している旨、説明を追加する。 ※パブリックコメントNo.30
* 39	市役所の駐車場の有料化 市役所の駐車場について、目的外の駐車を抑止などにより、車両による来庁者の利便性の向上を図るため、有料化する。	実施															
* 39	市役所の駐車場の有料化 市役所の駐車場について、目的外の駐車を抑止などにより、車両による来庁者の利便性の向上を図るため、有料化する。 <u>(なお、申請手続きや相談等の目的で来庁した者に対しては無料券を交付する。)</u>	実施															
42 ページ 本文 4 行目～	<p>・・・・この地域に進出する企業等に対する奨励金制度を設け、企業誘致を推進してきたところであり、すでに 9 社 (12 件) がこの制度を活用し進出を果たしています。</p>		<p>・・・・この地域に進出する企業等に対する奨励金制度を設け、企業誘致を推進してきたところであり、すでに 10 社 (13 件) がこの制度を活用し進出を果たしています。</p>		新たに 1 社が、奨励金制度を活用し進出したため、件数を修正する。												
50 ページ 表	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="240 554 311 747">82</td> <td data-bbox="311 554 905 747"> 市立病院の経営健全化のための各種取組 <市立病院事業会計> 「市立病院第 2 次経営健全化計画 (案)」(計画期間：平成 18～22 年度)に基づき、収益の向上や費用の抑制、サービス向上に係る各種取組を行い、収支の均衡と不良債務の解消を図る。 </td> <td data-bbox="905 554 988 747">実施</td> <td data-bbox="988 554 1071 747"></td> <td data-bbox="1071 554 1154 747"></td> <td data-bbox="1154 554 1237 747"></td> <td data-bbox="1237 554 1320 747"></td> </tr> </table>	82	市立病院の経営健全化のための各種取組 <市立病院事業会計> 「市立病院第 2 次経営健全化計画 (案) 」(計画期間：平成 18～22 年度)に基づき、収益の向上や費用の抑制、サービス向上に係る各種取組を行い、収支の均衡と不良債務の解消を図る。	実施					<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1359 554 1430 747">82</td> <td data-bbox="1430 554 2024 747"> 市立病院の経営健全化のための各種取組 <市立病院事業会計> 「市立病院第 2 次経営健全化計画」(計画期間：平成 18～22 年度)に基づき、収益の向上や費用の抑制、サービス向上に係る各種取組を行い、収支の均衡と不良債務の解消を図る。 </td> <td data-bbox="2024 554 2107 747">実施</td> <td data-bbox="2107 554 2190 747"></td> <td data-bbox="2190 554 2273 747"></td> <td data-bbox="2273 554 2356 747"></td> <td data-bbox="2356 554 2439 747"></td> </tr> </table>	82	市立病院の経営健全化のための各種取組 <市立病院事業会計> 「市立病院第 2 次経営健全化計画」(計画期間：平成 18～22 年度)に基づき、収益の向上や費用の抑制、サービス向上に係る各種取組を行い、収支の均衡と不良債務の解消を図る。	実施					市立病院第 2 次経営健全化計画の策定に伴い「(案)」を削除する。
82	市立病院の経営健全化のための各種取組 <市立病院事業会計> 「市立病院第 2 次経営健全化計画 (案) 」(計画期間：平成 18～22 年度)に基づき、収益の向上や費用の抑制、サービス向上に係る各種取組を行い、収支の均衡と不良債務の解消を図る。	実施															
82	市立病院の経営健全化のための各種取組 <市立病院事業会計> 「市立病院第 2 次経営健全化計画」(計画期間：平成 18～22 年度)に基づき、収益の向上や費用の抑制、サービス向上に係る各種取組を行い、収支の均衡と不良債務の解消を図る。	実施															
51 ページ 本文 3 行目・ 8 行目～	<p>平成 7 年に地方分権推進法が施行され、・・・・</p> <p>地方分権改革の速度は遅く、まだ始まったばかりと言えます。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(骨太の方針 2006)では、地方分権に向けた関係法令の一括した見直しを示されていますが、その具体化を含め、今後の改革に地方が主体的に関わっていく必要があります。</p>		<p>平成 7 年に旧地方分権推進法が施行され、・・・・</p> <p>地方分権改革はまだ始まったばかりと言えます。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(骨太の方針 2006)では、地方分権に向けた関係法令の一括した見直しを示され、また、平成 18 年 12 月には地方分権改革推進法が成立しました。第二期改革への第一歩を踏み出したところであり、今後その具体化に向け、地方が主体的に関わっていく必要があります。</p>		地方分権改革推進法の成立を受け修正する。												
54 ページ 用語解説	<p>◆ 特定目的基金とは？ 条例の規定に基づき、特定の目的のために資金を積み立て又は資金を運用するもので、運用益等はその目的のために使用しなければなりません。本市にはこうした基金として、福祉基金や深喜人材育成基金などがあります。 特定目的基金は、条例に定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れて運用することができます。</p>		<p>◆ 特定目的基金とは？ 条例の規定に基づき、特定の目的のために資金を積み立て又は資金を運用するもので、運用益等はその目的のために使用しなければなりません。本市にはこうした基金として、福祉基金や深喜人材育成基金などがあり、基金残高は平成 17 年度末現在で約 10 億 800 万円です。 特定目的基金は、条例に定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れて運用することができます。</p>		財源対策として特定目的基金からの繰入れ運用を明記していることなどから、基金残高を明らかにする。												

(参考) プランの策定に当たって

1 パブリックコメントの実施状況

- 募集期間：平成 18 年 11 月 1 日（水）～平成 18 年 11 月 30 日（木）
- 募集方法：任意の様式により、郵送、持参、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出
- 提出人数：4 人
- 意見件数：76 件

項目	件数
総論	15 件
これまでの取組の実績	8 件
今後の財政見通し	5 件
今後の具体的な取組	48 件
官・民の協力・協働による市民サービスの提供	7 件
市民本位の施策の構築と事業の再点検	5 件
市民ニーズに応じた施設の再編・整備等	5 件
e-ネット市役所の推進	3 件
自主財源の確保・充実	13 件
組織・職員の総合力の発揮	8 件
その他の取組等	7 件
合計	76 件

2 泉大津市行政改革推進委員会の開催状況

- 開催日：平成 18 年 11 月 16 日（木）
- 出席委員数：18 人（委員総数 19 人）
- 議題：いずみおおつ再生・未来プラン（案）について ほか

《泉大津市行政改革推進委員会設置要綱（抜粋）》

（目的）

第1条 社会経済情勢の変化と行政需要の多様化に対応し、住民福祉の向上と行政サービスの向上を目的とし、泉大津市行政改革大綱に基づいた実施計画の策定に当たり、市民の代表等から行政改革の推進について必要な助言・意見を求めるため、泉大津市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、各界各層の市民及び市政に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第3条 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

プラン策定に当たって実施した市民意見の聴取状況等を参考資料として追加する。